

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(空き缶等)

第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 飲料を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器
- (2) たばこの吸殻
- (3) チューインガム
- (4) 紙くず

(平21規則18・一部改正)

(特定事業者)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める物品の販売者は、缶、びん、ペットボトルその他の容器に収納した飲料を販売する者とする。

(平21規則18・一部改正)

(まち美化促進区域の告示)

第4条 条例第6条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) まち美化促進区域の名称
- (2) まち美化促進区域の区域図
- (3) まち美化促進区域の指定年月日

(まち美化推進員証)

第5条 条例第8条第1項に規定するまち美化推進員は、同条第2項に規定する活動を行うときは、まち美化推進員証(第1号様式)を携帯するものとする。

(公共の場所)

第6条 条例第12条第1項に規定する公共の用に供する場所で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川及び同法第100条第1項に規定する準用河川並びに北九州市普通河川管理条例(昭和46年北九州市条例第48号)第2条第1項に規定する普通河川
- (4) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設
- (5) 前各号に掲げる場所のほか、公衆の通行に供されている道路、駅前広場その他不特定多数の者が自由に利用することができる場所

(平21規則18・追加)

(命令)

第7条 条例第12条の規定による命令は、命令書を交付して行うものとする。

(平21規則18・追加)

(公表)

第8条 条例第13条第1項の規定による公表は、命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告及び命令の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(平21規則18・旧第6条繰下)

(身分を示す証明書)

第9条 条例第14条第2項に規定する証明書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(平21規則18・旧第7条繰下)

(過料処分の手続)

第10条 条例第15条の規定による過料の処分は、過料処分決定通知書を交付して行うものとする。

2 市長は、前項の処分を行おうとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(平21規則18・追加)

(帳票の様式)

第11条 次に掲げる帳票の様式は、環境局長が別に定める。

- (1) 命令書
- (2) 過料処分決定通知書
- (3) 告知書
(平21規則18・追加)

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。
(平21規則18・旧第8条繰下)

付 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成21年3月13日規則第18号)

この規則は、平成21年3月25日から施行する。ただし、第2条第1号及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(表面)

5.5 セン チ メー トル	第 号		
	まち美化推進員証	写真	
	住所		
	氏名		
	年 月 日生		
上記の者は、 北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 第8条第1項に規定するまち美化推進員であることを証明する。			
年 月 日 発行			
有効期限 年 月 日 まで			
北九州市長			印
9センチメートル			

(裏面)

	<p>北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 (抜粋)</p> <p>(まち美化推進員)</p> <p>第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。</p> <p>2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行う。</p>
--	---

第2号様式(第9条関係)

(平21規則18・一部改正)

(表面)

5.5 センチ メー トル	第 号	
	立入検査員証	写真
	所属	
	職名	
氏名		
年 月 日生		
上記の者は、 北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 第14条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日 発行		
有効期限	年 月 日 まで	
北九州市長		印
9センチメートル		

(裏面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 (抜粋)
(立入検査)
第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

